

紅葉山文庫旧蔵本『公事根源』小考

石田実洋

はじめに

本稿は、宮内庁書陵部所蔵の紅葉山文庫旧蔵本『公事根源』^①の書写者、および書写年代について考察することを目的とする。

この紅葉山文庫旧蔵本『公事根源』は二〇〇四年一〇月の二五日から三日に開催された宮内庁書陵部の展示会「儀式関係史料」でも展示されたが、その際、同本の書写者・書写年代などを明示することはできなかった。^②これは、その準備に関わった筆者にとっては、非常に残念なことのひとつだったのであるが、その後、関連する史料を見出し、筆者なりの試案を得ることができた。

『公事根源』の諸本については、すでに武井和人氏の詳細な論考があるが、^③武井氏も述べているように、最も基礎となるべき個別写本研究の蓄積すら十分とはいえず、したがって、伝本系統についてもまだまだ不明な点が多い、というのが現状のようである。また、武井氏は、本稿で考察の対象とする紅葉山文庫本『公事根源』についても論及されているが、筆者とは見解を異にするところも少なくない。

そこで、遅ればせながらここに私見を述べて、諸賢の御批正を仰ぐこととしたい。

一、紅葉山文庫本『公事根源』について

まずはじめに、紅葉山文庫本『公事根源』について略述しておく。

同本は、全五七丁の冊子本一冊で、法量は約二七・〇cm×二一・五cm。表紙左上の題簽に、

公事根源 全

と外題が記されている。

第一丁表の上部中央やや右寄りに印文「祕閣／圖書／之章」の方形朱印一顆、その直ぐ左に印文「圖書／寮印」の方形朱印一顆、同じく第一丁表の端の中央やや上に印文「式部寮／圖書印」の方形朱印一顆、さらにその直ぐ下に印文「宮内省／圖書印」の方形朱印一顆が捺されている。

本文は第一丁表から第五六丁表に記載されており、第五六丁裏には墨付がない。最終丁である第五七丁の表には、次の二つの奥書（以下、行論の便宜上、引用史料あるいはその一部に丸数字を付すことがある）が記されており

(図版I参照)、第五七丁裏には墨付がない。

① 應永廿九年正月十二日書之畢^{本云}

内大臣

偏爲嬰兒也外見有憚

② 右奥^作以他本注之雖令校合猶誤^{係字}并

烏焉之字等難決之追而可改正而已

都護藤(花押)

本書の書写年代について、宮内庁書陵部「和漢圖書分類目録 増加一」⁽⁴⁾では「室町寫」とするのみである。この点に関して武井氏は、「書陵部の鑑定によれば室町末期寫」とする。だが、「増加一」の記載は右述の通りで、その後、本紀要の覺報などで訂正された、といったことも確認できないので、武井氏のいう「書陵部の鑑定」が何を意味するのは不明である。

また武井氏は、奥書①・②について、「筆跡が異なり、かつ、本文とも筆が異なるが、いづれも書本の模写かと思はれる」とするが、筆者には、奥書①・②は同筆ではないかと思われる。さらに、奥書②に施された三箇所の訂正をみると、最初の「書」字の補入は単に脱字を補ったものであつて何ともいえないが、その他の二箇所は文章そのものを改めたものであり、この奥書を記した人物自身による訂正とみるのが妥当であろう。したがって、奥書②は、『公事根源』の著者一条兼良自身による奥書①を「他本」から転記し、さらに校合をおこなった「都護藤」自身による奥書とみるべきものと考えられる。

また、この紅葉山文庫本『公事根源』の本文には、重ね書き、抹消符を付しての傍書、挿入符を付しての補入、などといった校合の痕跡が多く見出さ

れ、それらは恐らく本文と同筆で、本文の書写から大きく隔たらない時期に付されたものと思われる⁽⁵⁾。その本文と奥書とは確かに異筆のようであるが、『公事根源』の本文は漢字仮名交じり文であることもあり、同一人物でも本文と奥書とで書写に当たつての姿勢が異なることも十分に考えられる。したがって、奥書②の記主「都護藤」こそが、この紅葉山文庫本『公事根源』を書写した、あるいは書写せしめた人物である可能性が高い、と推定されよう。ただ、奥書②が記された時期が不明であることもあつて、その記主「都護藤」が誰なのかを特定できずにいたのであるが、その後、東京大学史料編纂所所蔵『年中行事抜萃』に関連する記述があることに気付いた。そこで、次に同書についてみていきたい。

二、東京大学史料編纂所所蔵『年中行事抜萃』について

東京大学史料編纂所所蔵の『年中行事抜萃』⁽⁶⁾は謄写本一冊で、第二丁表の右下に印文「修史/局」の方形朱印が一顆捺されている。第八丁表には、明治十九年五月華族九條道孝藏本ヲ寫ス

加藤熊吉(印)校

との奥書があり、当時九條道孝氏の所蔵であつた本を親本として謄写されたものであることがわかる。

表紙左上の題簽に記された外題には、

年中行事抜萃

とあり、また第一丁表の左上に記された内題にも、

年中行事抜萃

とある。しかし内容をみると、首題に「年中行事拔萃」とあり、年中行事御障子文型年中行事書の七月一日から九月二九日までを抜き書きした第二丁表から第六丁裏までの部分と、首題に「假名文年中行事跋」とある第七丁表・同裏の部分とは、本来は別の書と考えるべきものと思われる。そして、紅葉山文庫本「公事根源」と関連すると思しき記載を有するのは後者の「假名文年中行事跋」部分であるので、次にこの部分の釈文を掲げておこう。

假名文年中行事跋

③ 應永廿九年正月十二日書之畢

内大臣

偏爲嬰兒也外見有憚

④

右奥書寫本云以他本注之雖令校合猶落字濟并烏焉之誤等難決之追而可改

正而已

都護藤判

柳原一位資定

御草名也

⑤

故禪閣御抄也爲上下二册今爲一册可祕之

桃蹊隱叟冬良

⑥

這抄本云以桃華坊本馳禿筆草寫之仍字體不分明尤莫出窗中可祕之

大永三歲閏三月下旬

竹陰閑士判

同朱印

「(7ウ)

一見すると、「假名文年中行事跋」という記載は奥題であつて、奥書③から⑥は第二丁表から第六丁裏までの年中行事書の奥書であるかのようにもみえる。しかし、この年中行事書は、決して「假名文年中行事」といえるようなものではないので、本書は、ある年中行事書の七月一日から九月二九日までの部分を抜き書きした「年中行事拔萃」と、四つの奥書を記した「假名文年中行事跋」との二つが合わせて写されている、とみるべきものと考えられる。⁽⁸⁾そして、筆者は奥書⑥が記された写本を確認できていないが、他の奥書③・④・⑤はいずれも「公事根源」の写本にみえる奥書であるから、⁽⁹⁾「假名文年中行事跋」とは、「假名文年中行事」＝「公事根源」の「跋」＝奥書を記したものである可能性が高い。⁽¹⁰⁾

さて、ここで注目されるのは奥書④であり、これが、三箇所の訂正も踏まえた上で奥書②を書写したものととなっていることは、一見して明らかであろう。そしてここでは、「都護藤判」という署名部分に、「柳原一位資定／御草名也」との注記が付されているのである。

もしこの注記が正鵠を射ているとすれば、奥書②の記主「都護藤」、すなわち紅葉山文庫本「公事根源」の書写者とは、柳原資定ということになる。勿論、この注記が誰によって付されたのか明らかではなく、どこまで信頼できるものなのかも俄には判断し難い。だが、何等かの根拠があつて付された注記かもしれず、その可能性を追究するだけの価値はある。そこで次に、紅葉山文庫本「公事根源」と、柳原資定の手になると思われる他の史料とで、筆跡などを比較してみよう。

三、柳原資定の筆跡をめぐって

現在までに筆者が把握し得た、ほぼ確実に資定の書写と断定できる史料として、陽明文庫所蔵の『永和一品記』後深心院殿白御拜賀之事 于時冠從 應安二年四月廿七日「一卷や国立公文書館所蔵『仮名曆』大永四年二月 至五年五月」一帖の紙背にみえる『東山入道左相府記』〔1〕、そしてこれも国立公文書館所蔵である中御門家旧蔵本『陪膳次第』〔13〕「一卷などが挙げられる。以下、まずこれら三本の概要を確認し、その上で紅葉山文庫本『公事根源』と、筆跡・花押を比較してみよう。

陽明文庫本『永和一品記』は、その表紙に、

永和一品記 後深心院殿白御拜賀之事于時冠從

との外題が記されている卷子本で、奥書まで含めて全文一筆とみられる。巻末には、次のような奥書がある（図版Ⅱ参照）。

⑦ 右一巻者養祖永和一品 忠一卿 御記也

閑暇日借請藏人右中丞 兼秀 所持之本

卒所令馳禿翰也同指圖等予如形

模之矣

于時大永第六應鐘上旬之候

鵜首尙書藤（花押）

この奥書⑦の記主「鵜首尙書藤」とは、当時弁官の筆頭、すなわち左大弁であった柳原資定に比定される。柳原忠光のことを「養祖」と呼んでいることからしても、そのように考えて間違いないまい。したがって、大永六年（一五二六）の一〇月上旬、柳原資定が広橋兼秀所持本を借り請けて転写したの

が、この陽明文庫本『永和一品記』ということになる。

国立公文書館所蔵の『東山入道左相府記』は、現在『仮名曆』の方を表とする折本として装幀されているが、『仮名曆』の方が先に書写され、その紙背を利用して書写されたものと考えられる。本文書出部分の前に左記のように記載された部分があり、これは旧表紙の部分とみてよいであろう。

東山入道左府 實熙記 于時中納言 院東山左府

稱光院崩御 正長 在位當今 實入道親王御子 後花園院 太上天皇御孫

光嚴院
 崇光院——榮仁親王——貞成親王 入道親王 王是也
 後光嚴院——後圓融院——太上天皇 先皇——當今

非亮陰 在位當今 于時御童體

内容は、洞院実熙の日記『東山入道左相府記』の正長元年（一四二八）七月二〇日条から九月一八日条までであり、末尾には次のような奥書が記されている（図版Ⅲ参照）。

⑧ 借請戸部 元長卿 親長卿 御本片時令書寫

畢件本都護自筆本也

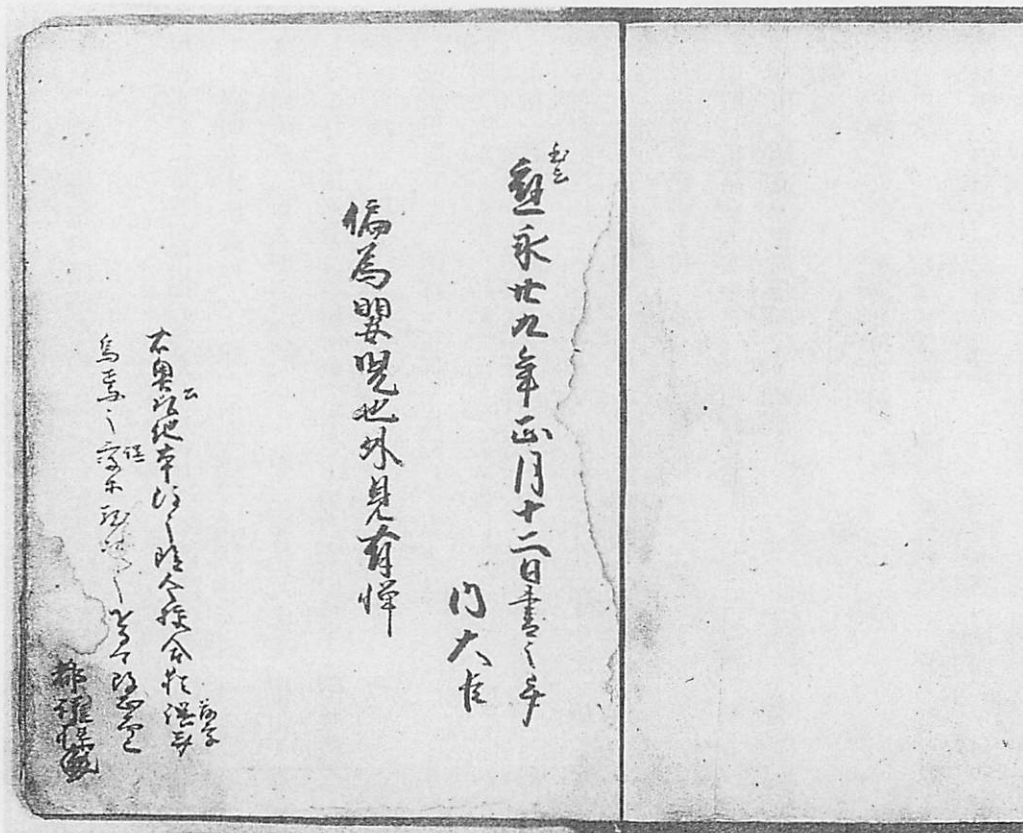
于時大永六天孟夏下旬候

藤資定

この奥書⑧まで含めて全文一筆とみられる。すなわち、大永六年四月の下旬、柳原資定が甘露寺親長自筆の本をその息元長から借り請けて転写したのが、この『東山入道左相府記』ということになる。

国立公文書館所蔵の中御門家旧蔵本『陪膳次第』は卷子本一巻で、表紙の

図版 I 宮内庁書陵部所蔵（紅葉山文庫旧蔵本）『公事根源』奥書



図版 II 陽明文庫所蔵『永和一品記』奥書

図版Ⅲ 『東山入道左相府記』奥書

(国立公文書館所蔵『仮名曆 大永四年二月 至五年五月』紙背)

本館如左
 是清湖...
 九月
 十月...
 男子...
 三...
 野...
 伊...
 伊...
 伊...

図版Ⅳ 国立公文書館所蔵(中御門家旧蔵本)『陪膳次第』奥書

七
 此...
 為...
 合...
 推...
 推...
 推...
 推...
 推...
 推...

題簽に、

陪膳次第 大永四年 一軸

との外題が記され、また、端裏には、

陪膳次第 開院表

とある。紙背は大永五年仮名暦の断簡で、恐らくはその大永五年からあまり大きくは隔たらない時期に書写されたものと推測される。巻末には、次のような四つの奥書がある（図版Ⅳ参照）。

⑨ 此次第不可出窗外但權中納言藤原朝臣 經成

爲貫首之日并頭左大辨房長朝臣以別儀

令借與了凡每日之儀非可祕歟然而近年

少職者之故也

權大納言藤原判 時房判

⑩ 借請萬里小路中納言 冬房判 書寫之于時

寶徳三年十一月六日片時書之

藏人頭左中辨藤原親長

⑪ 長享三年四月十三日以都護 親長判 本書寫之

權大納言藤原宣胤

⑫ 以中御。一品禪門自筆本卒令馳免

毫訖早可清書穴賢

侍中尙書藤（花押）

この奥書⑫の「侍中尙書藤」も、筆跡などから資定とみて間違いないと思われるが、資定は大永八年四月一三日に参議に任じられており、そのときの「公卿補任」に「元藏人頭、左大辨如元」とあるから、本書は遅くともそれ

以前に書写されたものとみられる。

さて、この三本と紅葉山文庫本「公事根源」の奥書部分を図版Ⅰ～Ⅳとして掲げておいたが、たとえば、四者すべての署名部分にみえる「藤」字を比較すると、共通する特徴が認められるのではないだろうか。その他にも「本」・「永」・「畢」・「右」など、紅葉山文庫本「公事根源」奥書の筆跡と比較して、特徴が一致し、同筆かと思われる文字が、他の三本に少なからず見出せよう。筆者には、この四者すべてが同一人物によつて記されたものである可能性が、十分に認められるように思われる。

次に花押をみると、奥書⑦（図版Ⅱ）と奥書⑫（図版Ⅳ）の花押は極めて類似しており、同一人物のものともみてまず間違いないだろう。この両者と比較すると、奥書②（図版Ⅰ）の花押はやや異なるようにも感じられる。だが、もし紅葉山文庫本「公事根源」が柳原資定の書写でよいとすれば、彼が「都護」＝陸奥出羽按察使であったのは、天文一三年（一五四四）の五月二四日から一二月二九日までの間で、奥書②はこの半年余の間に記された、ということになる。とすれば、資定が奥書②の記主であると考えた場合、紅葉山文庫本「公事根源」は、他の三本がいずれも大永年間に書写されたと推定されるのに対して、それから二〇年程が経過した後に書写された、ということになるのである。花押の形に多少の変化があつてもおかしくないだろう。そして、運筆なども考慮すれば、同一人物の花押である可能性は決して否定できないように思われるのだが、如何であろうか。

むすびにかえて

以上、本稿では、紅葉山文庫旧蔵本『公事根源』を書写した、あるいは書写せしめたのは柳原資定である可能性が高いことを示し、もしそう考えて大過なければ、その書写時期は天文一三年五月二四日から同年一二月二九日までの半年程の間に絞られることを指摘した。勿論、筆跡だけで判断するのは危険であろうし、筆者に筆跡を見極める十分な能力があるとは思えないが、『年中行事拔萃』の「假名文中行事」部分に記された注記もあわせて考えれば、この試案を提示することにもそれなりの意味があるのではないかと思う。

紅葉山文庫本『公事根源』は、同書の諸本の中では最古の部類に属する写本の一つである。親本が不明であるのは惜しまれるが、既述のように著者一条兼良自身による奥書をもつ写本⁽¹⁵⁾と校合した痕跡も多く残されており、同書の伝本系統を追究し、本文の復原をおこなう上で、非常に重要な位置をしめることは間違いないのではないかと思う。この小稿が、そのような研究にいささかなりとも寄与するところがあつたならば幸いである。

註

(1) 函架番号は五〇九—四四。

後述するように、印文「秘閣／圖書／之章」の方形朱印が捺されていることから、所謂秘閣本であることがわかる。ただ、宮内庁書陵部「図書寮叢刊 書陵部蔵書印譜 上」(一九九六年)の「解説」で、「秘閣本」について、

江戸幕府の蔵書たる紅葉山文庫本を主とし、内閣文庫の所管を経て明治二四年(一八九一)に当時の宮内省へ引き継がれた書籍の呼称。明治初年に捺された印章がその来歴を証しているが、佐伯毛利本など別に一家を立てるものがあり、また明治以降の蒐集本、昌平齋旧蔵本なども含まれ、全て四五〇〇点を数える。

とするように、書陵部では、たとえ「秘閣／圖書／之章」印があろうとも、右のような伝来をたどらずに書陵部の所蔵となったものは、秘閣本に含めないことがある。本書も、内閣文庫からではなく式部寮から引き継がれたものであり、右の用法でいうところの秘閣本には当たらない。一般的な用法としては秘閣本と呼んで差し支えないのであろうが、本稿では、無用の混乱を避けるため、本書を紅葉山文庫旧蔵本、あるいは紅葉山文庫本などと称することとした。

なお、紅葉山文庫の元治度の目録である『楓山文庫御書籍目録』(宮内庁書陵部所蔵。函架番号は四五—一五一で、全四三冊)の国書部上、公事類に、

公事根源 古寫本 一冊 藤原兼良公撰

とあるのが、あるいは本書に当たるとは推測される。この目録の位置づけについては、中村一紀「宮内庁書陵部所蔵『楓山文庫御書籍目録』について—実は「元治増補御書籍目録」清書本—」(『日本歴史』七二五、二〇〇七年)参照。

(2) 同展示会の展示目録では、書写年代については「室町時代の書写」とし、書写者に関する記述はない。

(3) 武井和人「公事根源諸本解題稿」(研究代表者武井和人「初期一条兼良古典学の成立に関する書誌学的研究」(平成12年度〜平成13年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書、二〇〇二年)所収。初出は二〇〇〇年〜二〇〇一年)。以下、本稿で論及する武井氏の見解は、全てこれによる。

(4) 一九六八年発行。以下、「増加一」と略称する。

(5) 武井氏も「全巻にわたつて墨筆で書入れが存する(本文と同筆か)」とする。

(6) 請求記号は二〇五七―三九。

(7) 署名下の印は、印文「加藤」の円形朱印一顆。

(8) 現時点で筆者は、本謄写本の親本であった九条道孝氏旧蔵本が現存するの
か否か把握し得ておらず、したがって、これがともと年中行事御障子文型の
年中行事書と「假名文中行事跋」とを合わせて写していたものであったのか、
それともこの謄写本作成の際に二書を合わせ写したのか断定できないが、恐ら
くは前者と考えて間違いないであろう。

(9) 奥書③は紅葉山文庫本「公事根源」の奥書①と全く同文であり、奥書④
は奥書②とほぼ同文である。奥書⑤は、筆者が実見した中では、東山御文庫本
「公事根源抄」(冊子本一冊で、勅封番号一四四―二二)などにみえる。その他、
武井和人「公事根源諸本解題稿」(前掲)参照。

(10) この四つの奥書は、その内容からも、「公事根源」のいくつかの写本から
集められたとみるよりは、ある一つの写本から転写された、と考えた方が理解
しやすいように思われるが、前述のように奥書⑥をもつ写本を確認できてい
ないため、俄には判断し難い。

(11) 十五函記録文書目録のうち、第一五函一二号。以下本稿では、陽明文庫本
「永和一品記」などと称する。

(12) 請求番号は一九四―一四七。以下本稿では、「仮名暦」などと称する。

(13) 請求番号は古三三―五六三。

(14) 奥書⑨によれば、この「陪膳次第」は万里小路時房の著述したものと推
定されるが、京都大学総合博物館所蔵の「御陪膳次第」(勤修寺家文書(目録
化史料)のうち、一二二七(仮番号A四八〇))もほぼ同じテキストをもつ写
本である。同本は卷子本一巻(ただしも折本か)で、外題に、

御陪膳次第 甘露寺親長御筆

とあり、奥書⑨・⑩をもつ。筆跡は、甘露寺親長の典型的なものとはやや異な
るようにも感じられるが、宝徳三年(一四五二)に彼が書写したものとみてよ
いであろう。奥書⑪・⑫によれば、この親長書写本を長享三年(延徳元年)

一四八九)に中御門宣胤が転写した本が、資定による書写に際して親本とされ
たのである。

なお本書は、近世になってからも多く転写されたようであり、東園基賢・野
宮定基によって付された奥書をもつ写本なども確認できる。

(15) 奥書②で「他本」と表現されていることからして、この写本が兼良の自筆
原本であった可能性は低いのではないだろうか。もし兼良自筆本であったとす
れば、その旨を明記するのが自然であろう。つまり、この「他本」に記されて
いたという奥書①は、書写奥書ではなく本奥書であった可能性が高いのではな
いかと推測される。